

令和4年度 週休2日制適用工事の概要

令和4年6月9日
関東地方整備局企画部
技術管理課

1. 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

(1) 現場閉所による週休2日制適用工事

対象期間において、4週8休以上の現場閉所に取り組む方式

1) 発注者指定方式

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

(2) 週休2日交替制モデル工事

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組む方式

1) 発注者指定方式

発注者が週休2日交替制に取り組むことを指定する方式

2. 試行対象工事

全ての工事を対象に、『「現場閉所による週休2日制適用工事」の発注者指定方式』または、『「週休2日交替制モデル工事」の発注者指定方式』により発注することを原則とするが、発注者指定方式によらない場合は入札契約手続きを開始する前に技術管理課へ事前に相談すること。

なお、現場閉所・交替制いずれも困難な工事は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。

(1) 現場閉所による週休2日制適用工事

現場閉所が可能な全ての工事を対象に、発注者指定方式により発注することを原則とするが、発注者指定方式によらない場合は入札契約手続きを開始する前に技術管理課へ事前に相談すること。

なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については「交替制モデル工事」に基づき休日確保の推進をする。

(2) 週休2日交替制モデル工事

現場閉所が困難な工事は、週休2日制交替制モデル工事の発注者指定方式により発注することを原則とするが、発注者指定方式によらない場合は入札契約手続きを開始する前に技術管理課へ事前に相談すること。

<現場閉所が困難な工事の例>

- ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事（通年維持工事等）

- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等））

- ・災害復旧工事

（3）週休2日対象外工事

上記2.（1）（2）により難しい場合は例外的に週休2日対象工事としないことも可能とするが、選定にあたっては、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

週休2日対象外工事の例

- ・災害復旧工事のうち、緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

（4）除外工事

港湾空港関係および営繕工事は、本適用工事の対象外とする。

3. 週休2日の考え方（用語の定義）

（1）「現場閉所による週休2日制適用工事」

1）週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

<発注者があらかじめ対象外としている内容の例>

災害対応、維持工事等の発注者による緊急・応急的な指示

3）現場閉所

巡回パトロール（※）や保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（※）巡回パトロールは、現場閉所日の現場監視のためのパトロールを想定しており、維持工事等で実施する広範囲にわたる河川パトロールや道路パトロールは含まない。

4）4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現

場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(2) 「週休2日交替制モデル工事」の場合

1) 週休2日交替制

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

2) 対象期間

技能者及び技能労働者の従事期間をいう。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技能者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

<発注者があらかじめ対象外としている内容の例>

災害対応、維持工事等の発注者による緊急・応急的な指示

※年末年始6日間、夏季休暇3日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。

※施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

3) 4週8休以上

対象期間内の対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日を含めるものとする。

4. 工期の設定

準備・後片付け期間の見直しや工期設定支援システムの活用等により、適切な工期設定を行う。また、「余裕期間制度」を積極的に設定する。

5. 積算方法等

(1) 現場閉所による週休2日適用工事の場合は、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、週休2日交替制モデル工事の場合は、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）に応じて、以下のとおり経費に補正係数を乗じるものとする。

1) 現場の閉所状況または休日率の状況による区分

現場の閉所状況または休日率の状況による区分は、以下のとおりとする。

【4週8休以上】

現場閉所率または休日率が28.5%（8日/28日）以上の場合

【4週7休以上、4週8休未満】

現場閉所率または休日率が25%（7日/28日）以上28.5%未満の場合

【4週6休以上、4週7休未満】

現場閉所率または休日率が21.4%（6日/28日）以上25%未満の場合

2) 補正係数

①現場閉所による週休2日制適用工事

	4週8休以上	4週7休以上、4週8休未満	4週6休以上、4週7休未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

※なお、市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上は別紙1参照

②週休2日交替制モデル工事

	4週8休以上	4週7休以上、4週8休未満	4週6休以上、4週7休未満
労務費	1.05	1.03	1.01
現場管理費率	1.03	1.02	1.01

(2) 補正方法

1) 発注者指定方式（現場閉所による週休2日制適用工事、週休2日交替制モデル工事）

入札説明書等において週休2日に取り組む旨を明記したうえで、当初予定価格から4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況（交替制モデル工事の場合は休日確保状況）を確認後、4週8休に満たないものは、契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更する。その際、4週6休以上であっても、5（1）2）①及び②の補正は行わない。

2) 受注者希望方式（現場閉所による週休2日制適用工事、週休2日交替制モデル工事）

当初予定価格から4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況（交替制モデル工事の場合は休日確保状況）を確認後、4週8休に満たないものは、各経費の補正係数を変更し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。また、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、補正係数を除いた変更を行うものとする。

週休2日の取り組みの協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希

望しないものを含む)については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて補正係数を除した変更を行うものとする。

3) 補足事項

- ①市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について
(現場閉所による週休2日制適用工事が対象)

市場単価方式について現場の閉所状況に応じて「別紙1」に示す補正係数を乗じるものとする。

※週休2日交替制モデル工事については、市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上の対象外であるため、積算にあたっては十分注意すること。

- ②複数年国債維持工事の補正の計上について

複数年国債維持工事の場合は、年度ごとの達成状況に応じて週休2日の補正を精算するものとする。ただし、「8. 履行実績取組証の発行」にある履行実績取組証の発行にあたっては、複数年国債工事の工期全体の週休2日の達成状況に応じて発行するものとする。

6. 週休2日確保の確認方法

(1) 現場閉所による週休2日制適用工事

1) 試行工事契約後

- ①受注者希望方式の場合、週休2日制適用工事の実施について、受注者と協議する。工事着手前までに受注者より週休2日制適用工事を望まない旨の通知(書式は任意)を受けた工事については、受注者は以降の義務を負わない。
- ②工事着手後、週休2日制適用工事である旨を明示(工事看板等)する。

2) 試行工事着手後

- ①現場閉所の前日などに、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないよう配慮する。
- ②現場閉所を行うにあたっては、事前に受注者より現場閉所を行う旨の連絡を受けるものとする。監督職員の押印が必要となるような書面を提出する必要はない。口頭による連絡は、工事完了後に受注者が提出する「取得報告書」の確認が困難であるため、ファクシミリ、電子メールなど後々確認できる連絡方法が望ましい。また、以下に該当する場合は、連絡不要である。

- ・週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ・官公庁の休日の場合

③各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1ヶ月毎に4週8休以上の現場閉所率が達成できるよう努めるものとする。発注者による現場閉所率の確認は月1回程度を目安とし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

3) 試行工事完了後

①受注者は、工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。なお、降雨・降雪等における予定外の現場閉所についても、休日に含めることに留意すること。

②監督職員は、「取得報告書」および「現場閉所届（休工届）」等をもとに、対象期間中の現場閉所日数を整理する。

（2）週休2日交替制モデル工事

1）試行工事契約後

①受注者希望方式の場合、週休2日制適用工事（交替制モデル工事）の実施について、受注者と協議する。工事着手前までに受注者より週休2日制適用工事（交替制モデル工事）を希望しない旨の通知（書式は任意）を受けた工事については、受注者は以降の義務を負わない。

②取組を希望した受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。

<休日確保状況の確認例>

毎月打合せ簿で対象となる技術者及び技能労働者の出勤状況がわかる一覧表と休日が証明できる書類を提出する。など

③工事着手後、週休2日制適用工事（交替制モデル工事）である旨を明示（工事看板等）する。

2）試行工事着手後

①1）②の施工計画書に基づき、休日確保状況を確認するものとする。

②各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1ヶ月毎に4週8休以上の休日率が達成できるよう努めるものとする。発注者による休日率の確認は月1回程度を目安とし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

3）試行工事完了後

①受注者は、工事完了後に、休日確保結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。なお、降雨・降雪等における予定外の休日についても、休日に含めることに留意すること。

②監督職員は、「取得報告書」等をもとに、対象期間中の技術者及び技能労働者の休日率を整理する。

7. 成績評定

（1）現場閉所による週休2日制適用工事、週休2日交替制モデル工事

1）週休2日相当の現場閉所を行ったと認められた場合は、工事成績の加点評価を行う。なお交替制モデル工事については、「現場閉所」を「技術者及び技能労働者の休日率」に読み替えるものとする。

- 2) 発注者指定方式では、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。
- 3) 受注者希望方式では、週休2日を実施できなかった場合の工事成績の減点は行わない。
- 4) 評価の考え方の詳細については、「働き方改革及び週休2日に係る工事成績評価の取扱いについて」（平成30年4月6日付け国技建管第1号）による。

8. 履行実績取組証の発行

関東地整独自のインセンティブ付与として、試行工事に取り組み、以下の基準を満たした工事には履行実績取組証（以下、取組証という）を発行する。

(1) 取組証の発行基準

現場閉所率（技術者及び技能労働者の休日率）が4週6休(21.4%)以上を達成した場合。

(2) 取組証の発行は、工事成績評価通知時に行う。

(3) 取組証のひな形は別紙2のとおり

(4) その他

①平成30年8月以降に発行された「週休2日制モデル工事における履行実績取組証」については、「週休2日制適用工事における履行実績取組証」と同等のものとする。

②平成31年3月31日以前の「週休2日制モデル工事」において4週6休以上を達成した工事についても、平成31年4月1日以降に「取組証」を発行する場合は別紙2を用いることとする。

③交替制モデル工事の場合は「現場閉所率」を「技術者及び技能労働者の休日率」に読み替えるものとする。

9. アンケート

アンケート調査を行う場合は、受注者へ対し協力を依頼する。

10. 総合評価による評価

取組証を取得した企業に対し、その後の発注工事の総合評価で加点評価する。

(1) 本発注工事の工事種別

全ての工事種別

(2) 評価対象工事種別

全ての工事種別

(3) 評価対象機関

関東地方整備局（港湾空港関係、営繕工事を除く）

(4) 適用開始日

令和3年8月1日以降に公告する工事

(5) 取組証の評価有効期間

- ・発行日から1年間有効。
- ・添付された「週休2日制適用工事における履行実績取組証」の写しに記載された通知日から審査基準日までの期間が1年を超えている場合は評価しない。

(6) 加点評価方法

「企業の技術力(自由設定項目)」内の、「週休2日制適用工事の施工実績」で、「取組証あり(4週8休(28.5%)以上)」の場合、2点加点する。「取組証あり(4週6休(21.4%)以上4週8休(28.5%)未満)」の場合、1点加点する。

※総合評価による評価の詳細については、「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン(令和3年度版)」(国土交通省関東地方整備局 令和3年8月)による。

附則

本概要は、令和4年4月1日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用する。

以上

《参考》

これまでも週休2日制適用工事を対象に発注時に工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示する試行を行ってきたところである。

今般、より現場の施工実態に則した適正な工期設定が行える環境整備のため、原則全ての工事を対象に、工程表の開示にあわせて設計審査会等において工事工程の照合（クロスチェック）を行うこととしたものである。

なお、試行工事完了時に受発注者双方にアンケート調査を行い、適切な工期設定に向け、課題等の把握を行う予定である。

(1) 工事工程表の開示

「工事工程表」は特記仕様書の別紙として提示する。工事工程表の基本事項、記載内容は以下のとおりとする。

- ①工事工程表は、バーチャートを基本とし、当該工事の主たる工種（レベル2程度）の概略工程を記載する。
- ②発注時に工事工程に影響することが想定される関係機関との調整、住民合意、用地確保、関連工事の進捗状況、その他法定手続き等の実施時期や完了見込み時期等を記載する。
- ③準備、後片付け期間を記載する。
- ④パーティ(pt)数を記載する。

《その他》

- ・特記仕様書において、雨天・休日等の作業不可能日数を記載する。
- ・工程の設定においては、現場条件を勘案の上、パーティ数を設定するものとする。
(無理な複数パーティの設定は行わない)

(2) 工事工程の共有・照合（クロスチェック）

現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施するものとし、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。

なお、工事工程の照合（クロスチェック）にあたっては、上記（1）で開示した工程表を用いて実施することとする。

また、現場着手前（準備期間内）の設計審査会において、協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にすることとする。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グレーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

国関整 第 号
令和 年 月 日

契約の相手方

殿

国土交通省関東地方整備局長

〇〇〇〇 印

または

国土交通省関東地方整備局

〇〇事務所長

〇〇〇〇 印

週休2日制適用工事における履行実績取組証(通知)

貴社が受注しました下記工事について、週休2日の取組状況を確認した結果、履行実績取組証の発行基準を満たしていることを確認しましたので、履行実績取組証（本紙）を通知します。

記

1 工事名 〇〇〇〇工事

2 工期 令和〇〇年 〇月〇〇日～令和〇〇年 〇月〇〇日

3 取組結果 【注1 〇〇】を達成（カッコ書は現場閉所率）

【平成31年3月31日以前の「週休2日制モデル工事」において4週6休以上を達成した工事の場合、下記※を記載することとする。】

※平成31年3月31日以前の「週休2日制モデル工事」において4週6休以上を達成した工事については、本書式に替えるものとします。

以上

【注1 4週8休（28.5%）以上、4週7休（25.0%）以上4週8休（28.5%）未満、4週6休（21.4%）以上4週7休（25.0%）未満のうち当該工事の現場閉所状況（なお、交替制モデル工事の場合は、「現場閉所率」を「技術者及び技能労働者の休日率」に読み替える）を選択する。】